

第77回 定時株主総会招集ご通知



日時

2020年6月25日（木曜日）午前10時



場所

神戸市中央区下山手通四丁目16番3号

兵庫県民会館 10階

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
5名選任の件

第3号議案 監査等委員である
取締役3名選任の件

第4号議案 補欠監査等委員である
取締役1名選任の件



目次

第77回 定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
連結計算書類	16
計算書類	19
監査報告	22
株主総会参考書類	25

株主の皆様へ

神戸市中央区港島三丁目6番地1

兵機海運株式会社

代表取締役社長 大東 洋治

第77回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月24日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2020年6月25日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 神戸市中央区下山手通四丁目16番3号
兵庫県民会館 10階
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第77期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
2. 会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 |
| 第3号議案 | | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | | 補欠監査等委員である取締役1名選任の件 |

以 上

~~~~~  
\* 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

・ 代理人が株主総会に出席される場合は、当社定款第17条の規定に基づき、代理人は議決権を有する他の株主様1名とさせていただきます。なお、その際は、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

\* 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.hyoki.co.jp/>）に掲載させていただきます。

\* 法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次の事項につきましてインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.hyoki.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

したがって、本招集ご通知添付書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

### 新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症の予防措置として、運営スタッフはマスクを着用させていただきますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会にご出席される株主様は、開催日当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

## (添付書類)

### 事業報告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、堅調に推移した上期に対し、第3四半期は消費税増税や中国経済減速などによる影響が出始めました。更には大型台風による災害も重なり、景気に足踏み感が見られました。第4四半期にあつては、新型肺炎の影響が一気に広まり、経済や生活行動が急激に落ち込みました。生産や物流のサプライチェーンも寸断され、先行きが見えない厳しい状況で期末を迎えることとなりました。

このような状況下におきまして、当社グループは「安全・迅速・信頼」をモットーに、より「堅実な兵機」との信頼を得るべく事業展開を進めてまいりました。

内航事業では、鉄鋼の輸送需要に閉塞感が見られ収益力を下押しする状況で推移しました。更には新型肺炎の影響により、輸送計画が縮小変更されるなど、売上と利益ともに減少しました。

外航事業では、更なる安定収益の活路を探るべく下期より新規航路への展開を推進しましたが、前期に比して売上は伸びたものの、利益拡大には至りませんでした。

港運事業では、期央より景気の停滞感が現れ始め、折からの新型肺炎の影響が更に業績を低迷させましたが、結果的には堅調に推移した上期実績でこれを補い、利益に伸びが見られました。

倉庫事業では、折からの景気低迷に加えコスト先行となる新倉庫設備が収益性を圧迫したものの、新規の取り組みとしてスタートした危険品等の取扱事業が収益の底支えに寄与しました。

これらの結果、当連結会計年度の実績は、次のとおりとなりました。

当期は取扱輸送量3,592千ト（前期比205千ト減 94.6%）と落ち込み、売上高は13,982百万円（前期比396百万円減 97.2%）と減収になりました。また、輸送コストの上昇傾向は収益性を悪化させ、経常利益は318百万円（前期比171百万円減 65.1%）、親会社株主に帰属する当期純利益も161百万円（前期比199百万円減 44.8%）と減益になりました。

(事業の成果)

|                         |           |     |          |          |
|-------------------------|-----------|-----|----------|----------|
| 取 扱 輸 送 量               | 3,592千屯   | 前期比 | 205千屯 減  | ( 94.6%) |
| 売 上 高                   | 13,982百万円 | 前期比 | 396百万円 減 | ( 97.2%) |
| 営 業 利 益                 | 272百万円    | 前期比 | 174百万円 減 | ( 60.9%) |
| 経 常 利 益                 | 318百万円    | 前期比 | 171百万円 減 | ( 65.1%) |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 | 161百万円    | 前期比 | 199百万円 減 | ( 44.8%) |

## ■内航事業

当期は建物建設や公共工事等が一段落する中、鉄鋼輸送の需要も第2四半期から緩みが見え始め、厳しさが増す状況で推移しました。また、2020年1月より環境負荷の少ない新燃料使用が義務化され、割高となる燃料コストの転嫁問題を抱える中、折からの新型肺炎の影響で輸送計画が停滞するなど、運航効率と収益性を大きく落とす状況で期末を迎えることとなりました。

結果としまして、取扱量は前期比較で85%に留まり、売上高は6,432百万円（前期比401百万円減 94.1%）と減収になりました。コスト部分については、費用圧縮に努めたものの収益力自体に厳しさが増し、営業利益170百万円（前期比96百万円減 64.0%）と減益になりました。

## ■外航事業

事業の柱であるロシア航路と台湾航路では底堅い実績を確保することができました。一方で前期から続いた一連のプロジェクト輸送が第1四半期に計画どおり終了し、収益の上押し力が弱まる状況で推移いたしました。下期よりフィリピン航路への新規参入を試みましたが、基礎貨物とする鋼材需要の低迷期と重なり、厳しい展開となりました。

結果としまして、新航路による輸送量の増加効果もあり、売上高は1,697百万円（前期比87百万円増 105.4%）と増収になりましたが、折からの景気後退や新航路がコスト過多になったこともあり、営業利益は38百万円（前期比74百万円減 34.0%）と減益になりました。

## ■港運事業

中国経済の減速の影響もあり、景気は期央より足取りが重くなりましたが、取扱量の拡大もあり業績は総じて堅調な推移を見ておりました。しかしながら、第4四半期に入り状況は一変し、世界的な新型肺炎の影響で、物流も各所で停滞し、先が見えない状況下で期末を迎えました。

結果としまして、上半期の伸展を受けて取扱量は8%近い増量を見ましたが、農産品や機械類の取扱いに厳しいものがあり、売上高は4,459百万円（前期比147百万円減 96.8%）と減収になりました。一方で、輸送効率を追求すると共に管理経費の圧縮も寄与し、営業利益は45百万円（前期比7百万円増 120.2%）と増益になりました。

## ■倉庫事業

新事業として取り組んだ姫路地区の危険品倉庫が引き続き好調な実績をあげましたが、一般コンテナ貨物を取扱う阪神地区の倉庫については、総じて厳しい展開で推移しました。第4四半期には、神戸地区の新倉庫が稼働し、移転コストや償却負担などの先行コストが収益を圧迫する中、折からの新型肺炎の影響もあり、事業運営のダメージは大きなものとなりました。

結果としまして、姫路地区倉庫が好調なこともあり売上高は1,391百万円（前期比65百万円増 105.0%）と増収になりました。一方で、神戸地区の新倉庫関連でコスト先行となりましたので、営業利益16百万円（前期比11百万円減 59.8%）と減益になりました。

## ■事業別実績

| 事業区分  | 取扱輸送量   | 売上高       | 営業利益   |
|-------|---------|-----------|--------|
| 内航事業  | 1,743千吨 | 6,432百万円  | 170百万円 |
| 外航事業  | 375千吨   | 1,697百万円  | 38百万円  |
| 港運事業  | 1,334千吨 | 4,459百万円  | 45百万円  |
| 倉庫事業  | 137千吨   | 1,391百万円  | 16百万円  |
| その他事業 | －       | 0百万円      | 0百万円   |
| 合計    | 3,592千吨 | 13,982百万円 | 272百万円 |

### (2) 対処すべき課題

次期の経営環境の見通しにつきましては、新型肺炎感染蔓延に収束の目途がつかない限り、日本経済に上向きの展望は期待できないものと考えております。一方で、各種製品等のサプライチェーンの一翼を担う中国の製造業の稼働が徐々に回復し始めており、景気回復への明るい材料になるものと期待されます。

そのような状況下、内航事業では鉄鋼輸送の需要が更に後退すると想定されます。更には環境負荷が少ない燃料使用のコスト負担の折衝や若手船員の育成コスト増加など、経営環境は厳しさが増すものと考えております。今後の事業展開としまして、老朽船の売船や代替建造、高齢化する船主の廃業選択など、厳しい時代に応じた船団の組み換えを模索する必要があります。安全で安定した輸送体制の維持確保を第一に、事業継続と適正利益を残せるよう邁進してまいります。

外航事業では、プロジェクト貨物輸送の更なる獲得と主要航路の複航貨物を安定的に確保することを喫緊課題と認識し、これに取り組んでまいります。また、最終的な実行が迫る船舶バラスト水の規制管理条約に対する当社対応は、当該船の最終期限である2021年6月を待たずにこれを前倒し、紫外線を利用した排水処理装置を設置運用させて適法に対処してまいります。

港運及びこれと両輪関係にある倉庫の両事業では、新型肺炎感染蔓延に収束の目途がつかない限り景気後退の波に晒されるものと想定されます。防疫のための規制が物流停滞を招き、人的コストの増加傾向と相まって、収益環境がますます厳しくなるものと認識しております。今後の事業展開として、一般貨物の取り扱いから一歩踏み出し、将来的に需要が見込める危険品等の取り扱いを新たな営業の柱と位置づけております。神戸港に新設した倉庫設備と先行の姫路地区の倉庫設備とともに危険品等取扱の業容を拡大し、事業収益の底上げを目指してまいります。

### (3) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資の総額は、2,164百万円となりました。その主なものは、兵庫埠頭物流センターの建設に伴い2,028百万円（建物1,633百万円、構築物266百万円、機械14百万円、器具備品12百万円、リース資産100百万円）、舩建造93百万円等であります。なお、これらに必要な資金は、借入金1,800百万円並びに自己資金364百万円で賄っております。

### (4) その他の企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

### (5) 直近3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

| 区 分                     | 第 74 期<br>2017年3月期 | 第 75 期<br>2018年3月期 | 第 76 期<br>2019年3月期 | 第 77 期<br>(当連結会計年度)<br>2020年3月期 |
|-------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売 上 高                   | 12,471             | 13,387             | 14,378             | 13,982                          |
| 営 業 利 益                 | 194                | 341                | 446                | 272                             |
| 経 常 利 益                 | 196                | 367                | 490                | 318                             |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 | 153                | 307                | 361                | 161                             |
| 1株当たり当期純利益              | 129円72銭            | 262円19銭            | 309円72銭            | 138円65銭                         |
| 総 資 産                   | 10,344             | 9,834              | 9,899              | 11,236                          |
| 純 資 産                   | 1,996              | 2,293              | 2,567              | 2,535                           |
| 1株当たり純資産額               | 1,687円73銭          | 1,963円31銭          | 2,198円06銭          | 2,171円30銭                       |

- (注) 1. 2017年10月1日を効力発生日として、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。これに伴い、第74期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額をそれぞれ算定しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第76期連結会計年度の期首から適用しており、第75期連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

### (6) 重要な子会社の状況

| 会 社 名 (所 在 地)                | 資 本 金     | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 |
|------------------------------|-----------|---------|---------|
| K.S.LINES S.A. (パナマ共和国)      | 10,000米ドル | 100.0%  | 外航船舶の所有 |
| K.S.MAYA LINES S.A. (パナマ共和国) | 10,000米ドル | 100.0%  | 外航船舶の所有 |

### (7) 主要な事業内容

内航海運業、外航海運業、港湾運送業並びに港湾運送関連事業、倉庫業、通関業、  
貨物利用運送業、輸出入貨物取扱業、国際複合輸送業

# (8) 主要な営業所と従業員の状況

| 区 分           | 内航事業                             | 外航事業 | 港運事業 | 倉庫事業 | その他／管理 |
|---------------|----------------------------------|------|------|------|--------|
| 本社（＊1）        | 19                               |      |      | 50   | 17     |
| 本社営業部（＊1）     |                                  |      | 29   |      |        |
| 倉庫部（＊1）       |                                  |      |      |      |        |
| 通関部（＊1）       |                                  |      | 11   |      |        |
| 内航海運部（＊2）     |                                  |      | 6    |      |        |
| 東京支店（東京都中央区）  | 35                               |      | 21   | 18   |        |
| 大阪支店（大阪市住之江区） |                                  |      | 3    |      |        |
| 姫路支店（姫路市飾磨区）  |                                  |      | 3    |      |        |
| 中国支店（岡山県倉敷市）  |                                  | 14   |      |      |        |
| 外航部（＊3）       |                                  |      |      |      |        |
| 合 計           | 54名                              | 14名  | 73名  | 68名  | 17名    |
|               | 226名 <6名増> 平均年齢43.4歳 平均勤続年数14.6年 |      |      |      |        |

- (注) 1. ＊1印は神戸市中央区港島の神戸物流センター内に所在しております。なお、倉庫部は神戸物流センター内と兵庫埠頭物流センター（神戸市兵庫区）と大阪物流センター（大阪市住之江区）の各事業所に所在しております。また、通関部は本社内と大阪支店内の事業所に所在しております。
2. ＊2印の内航海運部は地区別の事業部からなり、本社・姫路・中国・東京の各事業所に所在しております。
3. ＊3印の外航部は、本社（運航・国際輸送）と東京支店（営業）の事業所に所在しております。
4. 従業員数は、就業人員であり、パート及び出向社員数は除いております。
5. 合計欄<>内は前連結会計年度末比較を表します。

# (9) 主要な借入先

| 借 入 先                       | 当連結会計年度末現在の借入額 |
|-----------------------------|----------------|
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行           | 1,108百万円       |
| 株 式 会 社 み な と 銀 行           | 1,062          |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行         | 938            |
| 財 団 法 人 民 間 都 市 開 発 推 進 機 構 | 701            |

## 2. 会社の状況に関する事項

### (1) 株式の状況

#### ① 株式数と株主数（2020年3月31日現在）

| 発行可能株式総数   | 発行済株式の総数                       | 株主数                 |
|------------|--------------------------------|---------------------|
| 4,000,000株 | 1,224,000株<br>(自己株式52,350株を含む) | 1,108名<br>(前期比31名減) |

#### ② 大株主（上位10名）

| 株主名            | 持株数      | 持株比率  |
|----------------|----------|-------|
| 共栄火災海上保険株式会社   | 115,500株 | 9.85% |
| 株式会社みなと銀行      | 58,000株  | 4.95% |
| ふたば会（取引先持株会）   | 54,615株  | 4.66% |
| 株式会社三井住友銀行     | 40,200株  | 3.43% |
| 篠川宏明           | 34,000株  | 2.90% |
| 株式会社りそな銀行      | 30,000株  | 2.56% |
| 兵機海運株式会社従業員持株会 | 25,746株  | 2.19% |
| 永田光春           | 24,600株  | 2.09% |
| 大東洋治           | 15,800株  | 1.34% |
| 虹技株式会社         | 15,000株  | 1.28% |

- (注) 1. 当社は、自己株式として52,350株を保有しておりますが、表記はしておりません。  
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

## (2) 会社役員の状況

### ① 取締役の状況（2020年3月31日現在）

| 地 位               | 氏 名   | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況           |
|-------------------|-------|-----------------------------------|
| 代表取締役社長           | 大東 洋治 | 兵庫海運組合理事長                         |
| 代表取締役専務           | 平井 清隆 | 営業本部長 安全統括担当                      |
| 常務取締役             | 大石 修  | 大阪支店長 港運事業担当<br>AEO総括管理責任者        |
| 常務取締役             | 佐藤 清  | 関連会社担当<br>七洋船舶管理㈱ 代表取締役 ㈱吉美 社外取締役 |
| 常務取締役             | 橋田 光夫 | 外航部長 倉庫事業担当                       |
| 常務取締役             | 田中 康博 | 財務管理本部長 財務部長                      |
| 取締役               | 安積 拓也 | 管理部長兼内部監査室管掌                      |
| 取締役<br>(監査等委員・常勤) | 松本 利晴 |                                   |
| 社外取締役<br>(監査等委員)  | 加納 諄一 |                                   |
| 社外取締役<br>(監査等委員)  | 五島 大亮 | 神戸市会議員<br>五島公認会計士事務所代表 公認会計士      |

- (注) 1. 取締役(監査等委員)加納諄一氏及び取締役(監査等委員)五島大亮氏の両氏は、社外取締役であります。  
2. 取締役(監査等委員)五島大亮氏は、公認会計士及び税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために松本利晴氏を常勤の監査等委員として選定しております。  
4. 当社は、取締役(監査等委員)加納諄一氏及び取締役(監査等委員)五島大亮氏の両氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
5. 事業年度中の役員の異動等

| 日 付            | 氏 名   | (新)                                           | (旧)                                       |
|----------------|-------|-----------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 2019年<br>4月1日  | 大石 修  | 常務取締役<br>大阪支店長<br>港運事業担当<br>AEO総括管理責任者        | 常務取締役<br>大阪支店長<br>港運・倉庫事業担当<br>AEO総括管理責任者 |
| 2019年<br>4月1日  | 佐藤 清  | 常務取締役<br>関連会社担当<br>七洋船舶管理㈱ 代表取締役              | 常務取締役<br>内航事業担当<br>七洋船舶管理㈱ 代表取締役          |
| 2019年<br>4月1日  | 橋田 光夫 | 常務取締役<br>外航部長<br>倉庫事業担当                       | 常務取締役<br>外航部長                             |
| 2019年<br>5月24日 | 佐藤 清  | 常務取締役<br>関連会社担当<br>七洋船舶管理㈱ 代表取締役<br>㈱吉美 社外取締役 | 常務取締役<br>関連会社担当<br>七洋船舶管理㈱ 代表取締役          |

6. 事業年度末日後の役員の異動等

| 日 付           | 氏 名   | (新)                                   | (旧)                                               |
|---------------|-------|---------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 2020年<br>4月1日 | 大石 修  | 常務取締役                                 | 常務取締役<br>大阪支店長<br>港運事業担当<br>AEO総括管理責任者            |
| 2020年<br>4月1日 | 佐藤 清  | 常務取締役<br>(株)吉美 社外取締役                  | 常務取締役<br>関連会社担当<br>七洋船舶管理(株) 代表取締役<br>(株)吉美 社外取締役 |
| 2020年<br>4月1日 | 橋田 光夫 | 常務取締役<br>営業副本部長<br>AEO総括管理責任者<br>外航部長 | 常務取締役<br>外航部長<br>倉庫事業担当                           |
| 2020年<br>4月1日 | 田中 康博 | 常務取締役<br>財務管理本部長 財務部長<br>関連会社担当       | 常務取締役<br>財務管理本部長 財務部長                             |

7. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(監査等委員・常勤)松本利晴氏並びに社外取締役(監査等委員)加納諄一氏及び社外取締役(監査等委員)五島大亮氏は、定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。  
当該契約に基づく責任の限度額は、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

② 取締役を支払った報酬等の総額

| 区 分                         | 対 象 人 員    | 報 酬 等 の 総 額    |
|-----------------------------|------------|----------------|
| 取締役(監査等委員を除く)<br>(うち、社外取締役) | 7 名<br>(0) | 100 百万円<br>(0) |
| 取締役(監査等委員)<br>(うち、社外取締役)    | 3<br>(2)   | 12<br>(5)      |
| 合 計<br>(うち、社外取締役)           | 10<br>(2)  | 113<br>(5)     |

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く)の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2016年6月23日開催の第73回定時株主総会において、年額120百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
3. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2016年6月23日開催の第73回定時株主総会において、年額25百万円以内と決議いただいております。
4. 役員退職慰労金制度廃止に伴う退任時打ち切り支給決議(2005年6月28日開催の第62回定時株主総会決議)に係る役員に対し、当事業年度末現在で取締役2名分11百万円が未支給となっております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況と当社との関係

取締役(監査等委員)五島大亮氏は、五島公認会計士事務所代表を兼ねております。当社と同事務所との間に取引等の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役(監査等委員)加納諄一氏は、当事業年度中に開催された取締役会に、監査等委員として13回のうち12回に出席し、企業統治に関する総合的な識見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度において開催された監査等委員会に13回のうち12回に出席し、監査結果についての意見交換、取締役会議案の事前審査等に必要な発言を行っております。
- ・取締役(監査等委員)五島大亮氏は、当事業年度中に開催された取締役会に、監査等委員として13回のうち11回に出席し、公認会計士・税理士としての専門的な識見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度において開催された監査等委員会に13回のうち11回に出席し、監査結果についての意見交換、当社の管理会計の方針等に必要な発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称及び報酬等の額

| 会計監査人の名称：あけぼの監査法人              |       |
|--------------------------------|-------|
| ・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額           | 10百万円 |
| ・当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 10百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

② 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

#### (4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

なお、本体制に関連し、コーポレートガバナンス全般を企業の外的側面から歪めるものとして、反社会的勢力の存在を警戒認識し、同勢力に対する監視、非接触及び排除を図っております。

##### ① 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ☐当社は「兵機コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、企業としての意思決定の透明性や公正性を高めるための基本指針としてこの継続的な向上を図る。
- ☐役員、社員が日常の業務を遂行するにあたって守るべき行動基準「コンプライアンス規程」を定め、社会的責任を果たし、関係法令を遵守した行動を実践する。また、その徹底を図るため、内部監査室をコンプライアンスの統括部署と定め、同部署を中心にコンプライアンス教育を行う。
- ☐不適切な財務報告や不正に関連する情報が適時に監査等委員(会)に入るシステムとして「内部通報規程」を設け、相互牽制の強化を図る。

##### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ☐取締役の職務の執行に係る情報については「文書管理規程」により保存・管理する。
- ☐取締役は、「文書管理規程」により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

##### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ☐リスクを全社的視点で、合理的かつ最適な方法で管理してリターンを最大化するために「リスク管理規程」を制定し、リスク情報の集約や全社的な管理体制を構築するために「リスク管理委員会」を設置し、リスクについては、各部門で潜在的リスクも含めて定例的に洗替を実施する。
- ☐さらに、高度な危機管理としての「経営危機管理規程」を制定し、当社グループの経営に重大な影響を与える不測の事態に、必要な初期対応を迅速に行い、損害・影響等を最小限にとどめる体制を整える。

##### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ☐各種の専門的な経営課題については必要に応じて担当取締役が主導する会合等をもってこれを検討し、月例の取締役会での審議を効率的にすすめるボトムアップの役目を果す一方、期間ごとに開催される支店長会議では、各店からの課題解決の方向性を定めた上で、期間単位で着実にこの進捗を評価、指導していくトップダウンの役目が融合し、取締役の職務の執行の効率化を図る。
- ☐「職務分掌規程」、「職務権限規程」により職責の明確化と内部牽制が機能する体制を整備する。
- ☐「兵機コーポレートガバナンス・ガイドライン」に従い、重要な判断事項では、上程、事前審査、裁決と、3段階の検討機関を経ることにより、より重点的効率的な職務執行を可能とする。

- ⑤ 当会社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制
- ☐当社は外航事業として、海外仕組み船子会社（パナマ）等を有している。
  - ☐海外仕組み船子会社の業務は当社の内部統制の管理下において当社役職員が直接執行しており、業務の適正性・グループ一体管理を実践している。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき者に関する事項（その者の独立性及び監査等委員会からの指示の実効性の確保に関する事項を含む）
- ☐監査等委員会は、内部監査室の職員に監査等業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員会よりその業務に必要な命令を受けた職員はこれに関し、監査等委員会以外の取締役から何ら指示を受けない立場で遂行しなければならない。
  - ☐取締役もまた監査等業務の遂行に違背する行為をしない旨を「取締役会宣言」において定め、社内常時開示をもってこの実効性を確保する。
  - ☐監査等委員会は、適切な職務遂行のため監査等の環境の整備に努め、かつ取締役会は、監査等委員会の職務の遂行のための必要な体制の整備に留意する。
  - ☐「兵機コーポレートガバナンス・ガイドライン」に従い、監査等委員会に対し、能動的に情報を提示し説明することを可能とする。
- ⑦ 当社の役職員、若しくは子会社の役職員らから報告を受けた者が、監査等委員会に報告をするための体制（当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を含む）
- ☐監査等委員会は、取締役会はもとより、支店長会議への参加により重要事項の報告を受ける他、自らも意見を陳述し積極的に各種情報の収集に努める。
  - ☐監査等委員会は、リスク管理委員会と情報を共有することにより、各種リスクの発生、対応、進捗状況等について直接・間接的に重要事項にアクセスするように努める。
  - ☐「内部通報規程」及び「取締役会宣言」を制定し、グループ全体でこれを適用することで、不適切な財務報告や不正に関連する情報が適時に監査等委員会に入るシステムとし、当社グループの役職員が当該通報をしたことを理由に不利な取り扱いを禁止している。
- ⑧ 監査等委員の本来的職務の執行について生ずる費用等又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ☐監査等委員会からその業務に係る経費の請求等があった場合は、担当部署において精査の上、その支払いが不適当である場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ☐グループ全体を会社の支店組織と同等レベルの精度をもって管理することで、グループ全体から監査等委員会への通報の体制のルートが明確となり、必要な報告が適時に監査等委員会に報告される体制を構築する。
  - ☐これを「取締役会宣言」で社内担保することで、監査等委員会の監査等の業務の実効性をより高める。

#### (5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての運用状況は以下のとおりであります。

##### ① コンプライアンスに関する取組み

- ☐コンプライアンス委員会の責任者である代表取締役社長は、コンプライアンス委員会の運営に際し、当事業年度も期初に各部署等の責任者を任命しました。
- ☐コンプライアンス委員会を随時開催し、内部統制監査報告等をはじめとする重点報告事項に関し、情報共有を行いました。
- ☐「経営指標の基礎理解と活用方法」のテーマで、役員と主要な幹部社員に対してコンプライアンスに関係する社内研修を行いました。また、パワーハラスメント防止の啓蒙等にも取り組みました。
- ☐全取締役に対し継続実施している取締役（会）自己評価において「コンプライアンス面での気づきの点」を意見聴取し、当社のコンプライアンスに関する取組みに反映させています。
- ☐法令、定款違反行為、各種ハラスメント等、コンプライアンスに関する社内通報体制として「内部通報規程」を定め、その通報先窓口を監査等委員会として「取締役会宣言」で担保することにより、情報提供者の不利益保護に十分に配慮しております。なお、当事業年度における内部通報の実績はございませんでした。

##### ② リスク管理体制の強化

- ☐リスク管理委員会の責任者としての担当取締役は、リスク管理委員会の運営に際し、当事業年度も期初に各部署等の責任者を任命し「リスク管理規程」「リスク管理委員会運営要領」の運営指針により、リスク管理委員会を随時開催しました。
- ☐当事業年度は、将来的に予想される人材不足による業務縮小リスク、自然災害等の不可抗力による事業停滞リスクを軽減する為の社内システム刷新の必要性について協議検討しました。
- ☐文書・電子データ等の情報セキュリティの適切な管理・保存の社内規程を整備しております。年々巧妙化する情報セキュリティ犯罪対策として、情報システム室による模擬ウイルスメール訓練を実施しました。また、緊急時に実施される事務所外テレワークにおいても、社内情報セキュリティと同等の措置をとるように社内啓発を実施しております。

##### ③ 業務執行の適正性や効率性の向上

- ☐事業年度開始前に予め出席者のスケジュール調整をしたうえで、各種重要会議の年間予定を決定し、全員に周知しました。
- ☐月例取締役会の審議時間は開始時間のみ定め、終了時間は特に定めず、十分な審議時間を確保しました。
- ☐取締役会に先立ち、業務執行を受け持つ取締役による事前会議を適宜に開催し、議案や対処すべき事項の検討・意見交換等を行い、意思決定の迅速化・効率化を図りました。
- ☐実務責任者が参加する年2回の支店長会議におきましては、営業計画の達成状況を定点観測できるKPI（重要業績評価指標）手法を新たに導入しました。各事業部で設定した重要取組み事項及び指標に対して、出席した取締役よりその進捗状況の評価・改善をトップダウンで指導し、業務執行の効率性を向上させました。

④ 当社グループにおける業務の適正の確保

- ☐ 外航事業としてのパナマ船子会社に関しましては、その業務遂行にあたり、取締役会で経営状況を常時把握し、グループ全体の企業価値の向上に努めております。
- ☐ 「コンプライアンス規程」「リスク管理規程」等、当社内部統制と整合性をもった管理下のもと、法令を遵守しつつ業務の適正性を確保しております。

⑤ 監査等委員会の職務執行が実効的に行われることの確保等

- ☐ 監査等委員会は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員2名及び常勤の監査等委員を含む取締役の3名で構成しております。
- ☐ 常勤の監査等委員には、稟議書等の重要案件は随時回付しております。また、社外取締役である監査等委員も稟議書等の重要案件の常時の閲覧及び重要会議に出席できる環境にあり、当社の業務執行状況に関する情報を収集し、監査、監督の実効性の向上を図っております。
- ☐ 内部統制監査に際して、内部監査室と連携を図り、常勤の監査等委員が必要とする部署の監査に同行し、監査実務の実効性を高める施策を講じました。また、会計監査人とも随時連携を図りながら、取締役の職務執行の状況を監査しました。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、グループの業績及び今後の事業展開を勘案した安定配当を基本方針としております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。また、1株当たり情報は四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,161	流 動 負 債	4,408
現 金 及 び 預 金	1,394	支 払 手 形	177
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	1,472	買 掛 金	877
短 期 貸 付 金	15	短 期 借 入 金	3,197
貯 蔵 品	22	リ ー ス 債 務	32
前 払 費 用	24	未 払 法 人 税 等	21
未 収 消 費 税 等	128	賞 与 引 当 金	3
そ の 他	106	そ の 他	99
貸 倒 引 当 金	△2	固 定 負 債	4,291
固 定 資 産	8,074	長 期 借 入 金	3,726
(有形固定資産)	(6,720)	リ ー ス 債 務	80
建 物 ・ 建 物 付 属 設 備	3,753	退 職 給 付 に 係 る 負 債	414
船 舶	908	未 払 役 員 退 職 慰 労 金	11
土 地	1,526	船 舶 修 繕 引 当 金	34
リ ー ス 資 産	104	デ リ バ テ ィ ブ 債 務	23
そ の 他	426	負 債 合 計	8,700
(無形固定資産)	(160)	純 資 産 の 部	
借 地 権	119	株 主 資 本	2,315
リ ー ス 資 産	10	資 本 金	612
そ の 他	29	資 本 剰 余 金	33
(投資その他の資産)	(1,193)	利 益 剰 余 金	1,788
投 資 有 価 証 券	1,023	自 己 株 式	△118
長 期 貸 付 金	41	その他の包括利益累計額	220
長 期 前 払 費 用	1	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	237
繰 延 税 金 資 産	52	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△16
そ の 他	101	純 資 産 合 計	2,535
貸 倒 引 当 金	△27	負 債 及 び 純 資 産 合 計	11,236
資 産 合 計	11,236		

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		13,982
売上原価		11,931
売上総利益		2,050
販売費及び一般管理費		1,778
営業利益		272
営業外収益		
受取利息	2	
受取配当金	30	
持分法による投資利益	6	
受取出向料	10	
受取保険金	11	
その他	41	102
営業外費用		
支払利息	47	
その他	8	56
経常利益		318
特別損失		
投資有価証券評価損	79	79
税金等調整前当期純利益		238
法人税、住民税及び事業税法 人税等調整額	81 △4	76
当期純利益		161
非支配株主に帰属する当期純利益		－
親会社株主に帰属する当期純利益		161

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2019年4月1日期首残高	612	33	1,684	△118	2,211
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△58		△58
親会社株主に帰属する 当期純利益			161		161
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	103	－	103
2020年3月31日期末残高	612	33	1,788	△118	2,315

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	その他の包括利益 累計額合計	
2019年4月1日期首残高	362	△7	355	2,567
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△58
親会社株主に帰属する 当期純利益				161
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額(純額)	△125	△9	△134	△134
連結会計年度中の変動額合計	△125	△9	△134	△31
2020年3月31日期末残高	237	△16	220	2,535

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	3,152	流動負債	4,406
現金及び預金	1,393	支払手形	177
受取手形	41	買掛金	874
売掛金	1,431	短期借入金	3,197
短期貸付金	15	リース負債	32
貯蔵品	22	未払金	39
前払費用	15	未払法人税等	21
未収消費税	128	預り金	60
その他の金	106	賞与引当金	3
貸倒引当金	△2	固定負債	4,271
固定資産	8,061	長期借入金	3,726
(有形固定資産)	(6,352)	リース負債	80
建物・建物付属設備	3,753	退職給付引当金	414
構築物	318	未払役員退職慰労金	11
機械及び装置	49	船舶修繕引当金	14
船舶	540	デリバティブ債務	23
車輜運搬具	28		
器具・備品	31	負債合計	8,677
土地	1,526	純資産の部	
リース資産	104	株主資本	2,315
(無形固定資産)	(160)	資本金	612
借地権	119	資本剰余金	33
電話加入権	9	資本準備金	33
施設利用権	0	利益剰余金	1,781
リース資産	10	利益準備金	153
ソフトウェア	19	その他利益剰余金	1,628
(投資その他の資産)	(1,548)	別途積立金	600
投資有価証券	768	繰越利益剰余金	1,028
関係会社株	23	自己株式	△111
長期貸付金	690	評価・換算差額等	221
長期保証金	55	その他有価証券評価差額金	237
繰延税金資産	79	繰延ヘッジ損益	△16
その他の金	47	純資産合計	2,536
貸倒引当金	△116	負債及び純資産合計	11,213
資産合計	11,213		

損 益 計 算 書

(2019年 4 月 1 日から)
(2020年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		13,922
売 上 原 価		11,880
売 上 総 利 益		2,041
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,778
営 業 利 益		262
営 業 外 収 益		108
受 取 利 息	12	
受 取 配 当 金	31	
受 取 出 向 料	10	
受 取 保 険 金	11	
そ の 他	41	56
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	47	
そ の 他	8	
経 常 利 益		314
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	79	79
税 引 前 当 期 純 利 益		235
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	81	
法 人 税 等 調 整 額	△4	77
当 期 純 利 益		158

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合 計	
			資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合 計
					別 積 立	途 金 繰越利益 剰 余 金			
2019年4月1日期首残高	612	33	153	600	929	1,682	△111	2,215	
事 業 年 度 中 の 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当					△58	△58		△58	
当 期 純 利 益					158	158		158	
自 己 株 式 の 取 得									
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	99	99	－	99	
2020年3月31日期末残高	612	33	153	600	1,028	1,781	△111	2,315	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2019年4月1日期首残高	363	△7	355	2,571
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△58
当 期 純 利 益				158
自 己 株 式 の 取 得				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△125	△9	△134	△134
事業年度中の変動額合計	△125	△9	△134	△34
2020年3月31日期末残高	237	△16	221	2,536

連結計算書類に係る会計監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書			
兵 機 海 運 株 式 会 社		2020年5月11日	
取 締 役 会 御 中			
		あ け ぼ の 監 査 法 人 大阪府大阪市	
		指 定 社 員	公認会計士 岩 子 洋 介 ㊞
		業 務 執 行 社 員	
		指 定 社 員	公認会計士 細 川 和 男 ㊞
		業 務 執 行 社 員	
監査意見			
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、兵機海運株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。			
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、兵機海運株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。			
監査意見の根拠			
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。			
連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任			
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。			
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。			
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。			
連結計算書類の監査における監査人の責任			
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。			
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。			
・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。			
・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。			
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。			
・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。			
・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。			
・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。			
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。			
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。			
利害関係			
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。			
以 上			

計算書類に係る会計監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

兵 機 海 運 株 式 会 社

取 締 役 会 御 中

あ け ぼ の 監 査 法 人
大阪府大阪市

指 定 社 員 公 認 会 計 士 岩 子 洋 介 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 細 川 和 男 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、兵機海運株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第77期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あけぼの監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あけぼの監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月12日

兵機海運株式会社 監査等委員会

監査等委員(常勤) 松 本 利 晴 ㊟

監査等委員(社外取締役) 加 納 諄 一 ㊟

監査等委員(社外取締役) 五 島 大 亮 ㊟

(注) 監査等委員加納諄一及び五島大亮は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、グループの業績及び今後の事業展開を勘案した安定配当を基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、今後厳しい展開も想定されるものですが1株につき金50円のご提案とさせていただきます。

100年企業を目指し、役職員一丸となり社業の発展に取り組んでまいります。株主の皆様におかれましては、ご理解を頂き、今後ともご支援を賜りますようお願い申し上げます。

<期末配当に関する事項>

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金50円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は58,582,500円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名全員が、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営機構改革を実施し、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう2名減員し、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しまして、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当株式の数
1	おおひがし ようじ 大 東 洋 治 (1946年4月24日生)	1970年4月 当社入社 1997年4月 神戸営業部長 2000年6月 取締役神戸第一支店長 2003年6月 常務取締役神戸第一支店長 2004年2月 代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 兵庫海運組合理事長	15,800株
2	ひらい きよたか 平 井 清 隆 (1944年9月16日生)	1964年4月 当社入社 1995年4月 水島支店長 1997年6月 取締役中国支店長 2005年4月 常務取締役中国支店長内航事業担当 2010年4月 常務取締役中国支店長営業副本部長 2010年10月 専務取締役営業本部長 2014年10月 安全統括担当（現任） 2016年6月 代表取締役専務営業本部長（現任）	13,400株
3	はしだ みつお 橋 田 光 夫 (1949年11月7日生)	1968年4月 三菱倉庫(株)入社 2006年7月 長門海運(株)出向 2009年6月 同社代表取締役就任 2010年3月 三菱倉庫(株)退職 2010年4月 長門海運(株)転籍 2015年1月 当社入社 外航部長 2015年6月 常務取締役外航部長（現任） 2016年4月 東京支店管掌 2019年4月 倉庫事業担当 2020年4月 営業副本部長（現任） 2020年4月 A E O総括管理責任者（現任）	1,300株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
4	たなか やすひろ 田 中 康 博 (1954年5月17日生)	1979年4月 ㈱兵庫相互銀行（現㈱みなと銀行）入行 2005年9月 同行退行 2005年10月 当社入社 財務・管理部財務課長 2007年4月 財務部長（現任） 2009年6月 取締役財務部長 2012年4月 財務管理本部長（現任） 2018年6月 常務取締役（現任） 2020年4月 関連会社担当（現任）	2,100株
5	あづみ たくや 安 積 拓 也 (1960年7月12日生)	1983年4月 当社入社 2008年4月 管理部長兼内部監査室長 2013年6月 取締役管理部長兼内部監査室長 2016年4月 取締役管理部長兼内部監査室管掌（現任）	4,493株

（注）各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株数
1	まつもと としはる 松 本 利 晴 (1954年7月9日生)	1977年4月 当社入社 2004年8月 大阪支店長 2006年6月 取締役大阪支店長 2009年4月 取締役本社営業部担当 2010年4月 取締役本社営業部統括部長倉庫事業担当 2011年4月 取締役本社営業部長倉庫事業担当 2012年10月 取締役姫路支店Y S 事業部統括部長 2014年10月 取締役姫路支店長 2015年7月 取締役A E O 総括管理部門責任者 2016年4月 取締役A E O 総括管理責任者 2016年6月 取締役〔常勤監査等委員〕（現任）	6,400株
2	ごとう だいすけ 五 島 大 亮 (1977年7月4日生)	2006年12月 監査法人トーマツ （現有限責任監査法人トーマツ）入所 2011年9月 同 監査法人退所 2011年10月 五島公認会計士事務所開業 代表（現任） 2013年6月 当社社外監査役 2016年6月 当社社外取締役〔監査等委員〕（現任） (重要な兼職の状況) 神戸市会議員 五島公認会計士事務所代表	-

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
3	はまだあると 濱田在人 (1973年10月16日生) 【新任】	1998年10月 学校法人大原学園入社 2000年 9 月 同学園退社 2000年11月 佐藤庸安税理士事務所入所 2002年12月 税理士試験合格 2006年 4 月 同事務所退所 2006年 5 月 濱田在人税理士事務所開業 代表（現任） (重要な兼職の状況) 濱田在人税理士事務所代表 社会福祉法人坂田福祉会監事	-

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 五島大亮氏及び濱田在人氏は、社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者とした理由

(1) 五島大亮氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営に直接関与された経験はありませんが、企業財務に関する監査の経験を積み、公認会計士・税理士としての専門的な識見をもっていることから、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

(2) 濱田在人氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営に直接関与された経験はありませんが、税理士としての企業税務に精通しており、会計・税務に関する相当程度の知見をもっていることから、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

4. 五島大亮氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。五島大亮氏の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。なお、五島大亮氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。

5. 当社は、松本利晴氏及び五島大亮氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認可決された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、濱田在人氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

6. 当社は、五島大亮氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。また、濱田在人氏につきましても、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として指定する予定であります。

第4号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

また、本選任につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきたいと存じます。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
かきもと けんいちろう 垣 本 健 一 郎 (1952年2月19日生)	1974年4月 三菱倉庫(株) 入社 1998年7月 同 社 神戸支店 庶務課長 2002年7月 菱倉作業(株) 出向 取締役総務部長 2003年7月 同 社 代表取締役 2004年9月 菱倉作業(株)と神菱港運(株)合併 2004年10月 神菱港運(株) 出向 常務取締役 2012年3月 三菱倉庫(株) 退社 2017年6月 神菱港運(株) 退社	-

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 垣本健一郎氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 垣本健一郎氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、豊富な経営経験及び幅広い識見等を有しておられ、経営者としてのバランス感覚を活かして、コーポレート・ガバナンス等の向上についてご指導いただくため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。
4. 垣本健一郎氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図



会 場

神戸市中央区下山手通
四丁目16番3号
兵庫県民会館 10階



交 通

市営地下鉄 西神・山手線
「**県庁前駅**」下車すぐ

JR西日本「**元町駅**」・
阪 神「**元町駅**」
下車 徒歩 約**10分**

